

第3章

福井県の原子力行政

1. 福井県の原子力行政

原子力発電所の安全確保に関しては、現行法令上、国が一元的な責任を有しているが、本県の原子力行政は、

- ・ 安全の確保
- ・ 地域住民の理解と同意
- ・ 地域の恒久的福祉の実現

の原子力行政三原則を基本に、これまで様々な課題に対して慎重に取り組んできた。

本県は、原子力発電所の周辺環境および発電所従事者の安全確保等を目的として、事業者と安全協定を締結し、地域住民の安全と信頼を確保するための地方行政の礎として運用している。その中では、原子力発電所の運営に関する平常時、異常時の情報連絡を求めるとともに、発電所の従事者も地域住民であるとの視点から、労働災害の発生防止や予防策、被ばく管理を確実に行うことを探めている。また、環境放射線の監視および温排水の影響調査などを行い、絶えず周辺環境の安全確保に努めている。

さらに本県は、原子力発電所での事故・故障をはじめ、安全協定に基づき事業者から報告された運転・建設状況等について積極的に公表している。事故やトラブルについては、国の基準ではトラブルに該当しない軽微な事象についても報告を受けて公表するとともに、県民に直接状況を説明するという姿勢から原子力安全対策課が記者発表を行うなど、積極的な取り組みを行っている。

原子力発電所周辺の環境の安全確認については、原子力環境監視センターが整備した「環境放射線監視テレメータシステム」に集められた県内の観測局の放射線量や気象データ、各発電所の電気出力、放水口および排気筒モニタのデータを中央監視局、モニタリングデータ表示装置のほかインターネットなどを通じ、県民に分かりやすく公開表示している。

この他、本県は、原子力の平和利用や原子力・放射線についての正しい知識の普及啓発にも積極的に取り組んでいる。原子力広報誌「あっとほうむ」などによる広報活動のほか、広報研修施設「あっとほうむ」において原子力発電の仕組みをはじめ、エネルギーに関する様々な情報を提供するなど幅広い広報活動を実施している。

(1) 福井県の原子力行政組織

1) 原子力安全対策課

敦賀発電所1号機が運転を開始した1970年当時、福井県の原子力を担当する部署は「開発課」であったが、翌年「臨海開発課」に名称を変更した。1972年に事業者との間に初めて安全協定を締結するに至り、同年、課内に「原子力対策室」を設置するとともに、県として原子力発電所の安全を確認するため、行政部門では初めて原子力の技術職員を採用した。1977年には全国に先駆けて「原子力安全対策課」を創設し、その後も技術職員の充実を図っている。

また、廃炉の問題等に対応するため、2013年10月、廃炉に関する技術的な課題の整理と対応、新電源に関する情報収集等の業務を行う「廃炉・新電源対策室」を新設した。その後、2023年の組織改正により室の業務は原子力安全対策課に統合された。



原子力安全対策課の記者会見

2) 原子力環境監視センター

福井県の環境放射線モニタリングは、県内で最初に運転を開始した敦賀発電所1号機が運転を開始する以前の1964年から、衛生研究所（現：衛生環境研究センター）において、事前調査として環境放射能の測定や農作物、海産物等の放射能濃度の測定を開始したことに始まる。

その後、衛生研究所に放射能課を設置するとともに、1976年より空間放射線等を連続的に監視（24時間連続監視）する「環境放射線監視テレメーターシステム」の運用を開始するなど、監視体制の充実・強化に努め、1981年には、敦賀発電所の放射能漏えい事故をいち早く発見した。

1995年に県内15基目の「もんじゅ」が試験運転を開始するにあたり、環境放射線モニタリングのより一層の充実を図るため、「原子力環境監視センター」を発足させるとともに、原子力発電所の運転状況および各事業者が測定している環境放射線などの情報を収集・表示する「原子力環境情報ネットワークシステム」を設置した。

1999年に茨城県東海村でJCO臨界被ばく事故が発生した際には、自主的な協力支援として、事故発生翌日に、政府の現地対策本部に職員を派遣するとともに、可搬型モニタリングポスト等を用いて、施設周辺地域でのモニタリング活動に参加した。

また、2011年に福島第一原子力発電所事故が発生した際には、事故発生翌日に、現地に職員を派遣するとともに可搬式モニタリングポスト等を用いて、現地の緊急時モニタリングの支援を行った。

福島第一原子力発電所事故後、発電所から30km圏内のモニタリングポストの増設や放射化学分析対象試料を増やすなど、緊急時モニタリング体制の充実・強化を図っている。

3) 危機管理課

地震や水害などの自然災害への対応、国民保護に関する業務を行うとともに、原子力災害特別措置法や原子力規制委員会の定める原子力災害対策指針を踏まえながら、原子力防災全般の業務を行っている。

主に福井県原子力防災計画や広域避難計画の作成・改定等を行うとともに、万が一の事故に備え、原子力防災訓練などを通じて関係機関との連携を強化し、防災計画や広域避難計画の実効性を高めるとともに、必要な資機材の配備を行うなど防災対策の充実を図っている。

なお、ヨウ素剤の配布、避難時のスクリーニング、緊急時被ばく医療は地域医療課が担当している。

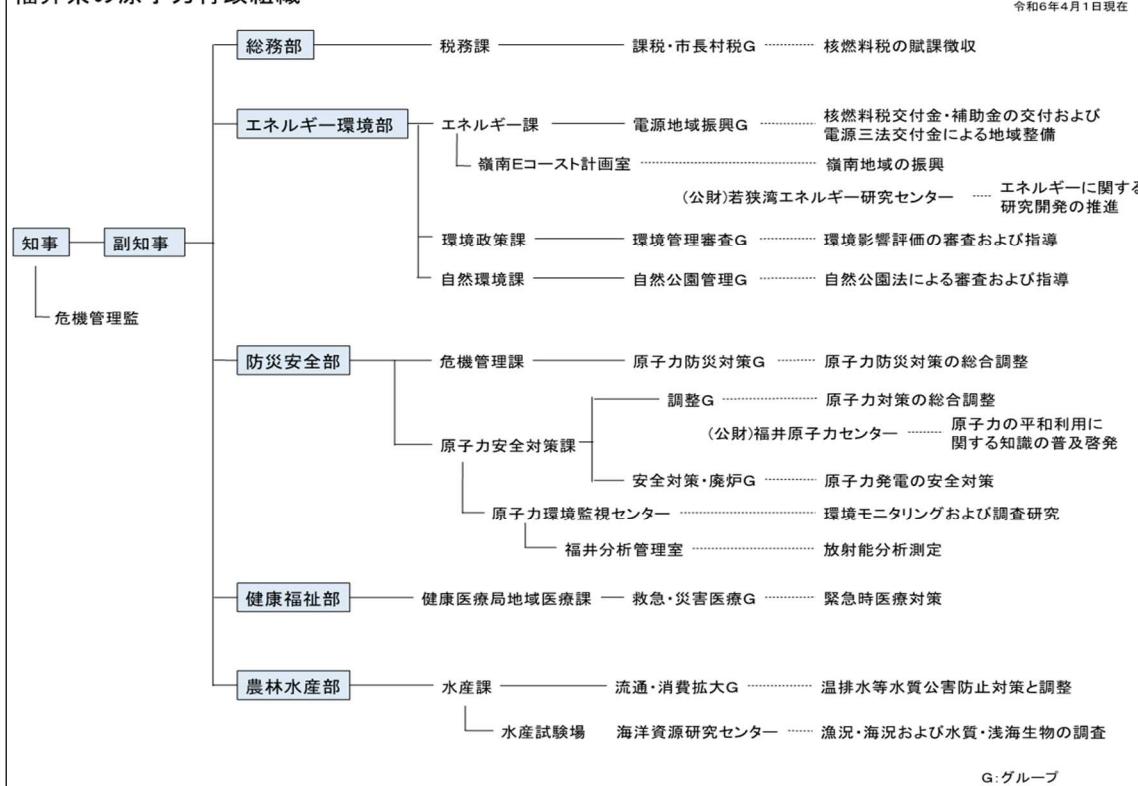
4) エネルギー課

電源立地地域対策交付金や核燃料税市町交付金に関する業務、様々なエネルギーの導入・利活用や嶺南E コースト計画の推進に係る業務を行っている。

福井県の原子力担当組織の沿革

昭和32年	総合企画課(福井県原子力懇談会設立)
昭和36年	総合企画室
昭和38年	開発局、開発主幹担当
昭和43年11月	企画部創設、開発課担当
昭和46年6月	開発課を臨海開発課に名称変更
昭和47年4月	臨海開発課内に原子力係を設け、原子力対策室(課内室)を設置
昭和48年4月	財団法人福井原子力センター設立
昭和51年10月	衛生研究所に放射能課を設置
昭和52年4月	福井原子力センター開館
平成6年9月	衛生研究所に環境放射線監視センターを付置
平成7年5月	原子力対策室を分離独立し、原子力安全対策課を設置
平成9年4月	財団法人若狭湾エネルギー研究センター設立
平成13年4月	衛生研究所から放射能課と環境放射線監視センターを分離独立し、原子力環境監視センターを設置
平成17年4月	地域政策室を設置
平成25年10月	(現:エネルギー課電源地域振興グループ)
令和2年4月	消防防災課に原子力防災対策グループを設置
令和5年5月	(現:危機管理課原子力防災対策グループ)
	財団法人若狭湾エネルギー研究センター内にエネルギー研究開発拠点化推進組織を設置
	原子力安全対策課に廃炉・新電源対策室(課内室)を設置
	電源地域振興課に嶺南Eコースト計画室(課内室)を設置
	(現:エネルギー課嶺南Eコースト計画室)
	廃炉・新電源対策室を原子力安全対策課に統合

福井県の原子力行政組織



(2) 福井県原子力環境安全管理協議会

福井県原子力環境安全管理協議会（以下、安管協）は知事を会長とし、県内における原子力発電所周辺の環境放射能および温排水ならびに原子力発電所の運転・管理に関し、その状況を的確に把握することにより環境の安全を確認することを目的に敦賀発電所1号機が運転を開始する以前の1969年4月に設置された。

安管協は、県、関係市町とその議会、農漁業・労働・商工団体、医師会、青年団、婦人会などの代表で構成され、概ね四半期ごとに開催されている。協議会では、原子力施設周辺の環境放射能の調査結果、温排水の調査結果、原子力施設の運転管理状況などについて協議し、環境の安全を確認している。

また、県内における原子力に関する課題についても適宜議題として取り上げ、協議された内容は、原子力広報誌やインターネットなどで広く県民に知らせている。これまでに、県内発電所で発生した事故とその対応の他、高浜発電所3、4号機のプルサーマル計画、福島第一原子力発電所事故等を踏まえた対応などを議題としている。



福井県原子力環境安全管理協議会

(3) 福井県原子力安全専門委員会

県は、「もんじゅ」の安全性について、独自に調査検討するため、2001年7月に「もんじゅ安全性調査検討専門委員会」を設置した。同委員会は、2003年11月まで19回開催され、「高速増殖原型炉もんじゅの安全性調査検討報告書」をまとめた。

報告書では、同委員会の意見がまとめられており、その中で県に対して、「第三者委員会を設置し、予期しない異常や故障などが発生した時には、その内容について公開の場で科学技術的な面から審議し、速やかにその審議結果を報告する会議を開催すること」との提言があった。

県は、この提言を踏まえ、学識経験者で構成する第三者委員会の設置の検討を行い、2004年8月、福井県原子力安全専門委員会（以下、専門委員会）を設置した。

専門委員会は、県内の原子力発電所に関する原子力安全行政について、独立的、専門的な立場から技術的な評価・検討を行い、県に対して助言を行うことを目的に、県内の学識経験者を中心に、原子力工学、機械・材料工学、環境放射能、耐震工学等の専門家で構成されている。

専門委員会では、これまで、美浜発電所3号機2次系配管破損事故や福島第一原子力発電所事故を踏まえた県内発電所の安全性向上対策等に関する議論を行い、以下の提言、報告書をまとめた。

- ・原子力安全・保安院の美浜3号機二次系配管破損事故の最終報告に向けての意見および提言について（2005年3月）
- ・福島第一原子力発電所事故を教訓とした県内原子力発電所の安全性向上対策について（大飯3、4号機の安全性について）（2012年6月）
- ・高浜発電所3、4号機の安全性向上対策等に係るこれまでの審議の取りまとめ（2015年12月）
- ・大飯発電所3、4号機の安全性向上対策等に係るこれまでの審議の取りまとめ（2017年11月）
- ・美浜発電所3号機および高浜発電所1、2号機の安全性向上対策等に係るこれまでの議論の取りまとめ（2021年4月）



福井県原子力安全専門委員会

2. 安全協定

(1) 概要

福井県は、発電所の運転開始前の 1969 年から周辺環境における放射能調査を行うなど安全の確認に努めている。発電所が運転開始した 1970 年以降、事故・故障等が発生したことにより、事業者からの通報連絡体制などの確立が求められるようになった。

このため、県および立地市町では、事業者との間で 1971 年 8 月、安全確認などに関する「覚書」を締結し、1972 年 1 月には「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」（以下「安全協定」）とした。

その後、情勢の変化や発電所の事故、地元の要望などにより改定を重ね、その内容の充実強化を図ってきており、現行の安全協定は 2005 年 5 月、美浜発電所 3 号機 2 次系配管破損事故等を踏まえ、改定を行ったものである。

この改定では、従事者の安全確保に関する条文を明記するとともに、運転再開の協議、原子力防災対策などの条項を追加、立地市町との一体的な運用、適切な措置の要求、関係諸法令等の遵守等の内容を明確化した。

県および立地市町は、地域住民の安全と信頼を確保するための地方行政の礎として、安全協定を厳正に運用している。

○関係諸法令の遵守

周辺環境および発電所従事者の安全確保等のため、万全の措置を講じることを求めるとともに、関係諸法令等の遵守、安全協定の誠実な履行を求めている。

○計画に対する事前了解

発電所の新增設に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画および建設計画、ならびに発電用施設の増改築計画や新型燃料の採用計画、核燃料物質貯蔵設備など原子炉施設等の重要な変更については、事前に県および立地市町の了解を得ることを求めている。

○平常時における連絡

発電所の保守運営状況や環境放射能測定、冷却排水の調査報告などについて定期的、またはその都度報告することを求めている。なお、連絡を受けた事項について県は、四半期ごとに開催される安管協の場や記者発表等により、県民に対し広報している。

○異常時における連絡

非常事態が発生した場合はもとより、計画外の原子炉の停止や発電所で故障が発生した場合は、直ちに県および立地市町に連絡することを事業者に求めている。また、連絡を受けた事項については、安全協定上の異常事象として県が記者発表やホームページで公表している。

○立入調査

県および立地市町は、周辺環境や発電所従事者の安全を確保する必要がある場合、発電所への立入調査を実施している。

また、2004年8月の美浜発電所3号機事故を踏まえ、県および立地市町は、2005年5月に安全協定を改訂し、発電所従事者の安全確保や運転停止の要請等を盛り込み、それらに基づき、発電所の被ばく低減や従事者の安全対策など、日頃の活動について調査するため、同年より、定期的に立入調査を行う「平常時立入調査」を実施している。



東京電力の自主点検記録不正問題を踏まえて実施した立入調査（美浜発電所）（2002年）

○適切な措置の要求

立入調査の結果や事故・有事などにより、安全確保のため特別な措置が必要と認められる場合に、県および立地市町が事業者に対し原子炉の運転停止を含む原子炉施設等の使用制限などの適切な措置を講ずるよう求めることができ、事業者は、速やかにそれに応じるとともに、その措置等について適時報告しなければならない。

○運転再開の協議

県および立地市町の適切な措置の要求に応じて原子炉の運転を停止した場合や国が事故調査のための特別な委員会を設置するような事故の場合には、事業者は、県および立地市町と運転の再開について事前に協議しなければならない。

○原子力防災対策

事業者に対し、原子力防災対策の充実強化、的確かつ迅速な連絡体制の整備や教育訓練の実施、および地域防災対策への積極的な協力を求めている。

（2）ふげん・もんじゅの安全協定

1) 「もんじゅ」の安全協定

県、敦賀市および日本原子力研究開発機構は2017年12月、「もんじゅ」の廃止措置への移行に備え、安全協定等の改定を行った。この改定では、協定の目的に廃止措置に伴う安全確保を明記するとともに、廃止措置計画の事前連絡、廃止措置状況の連絡を追加した。

また、「もんじゅ」の廃止措置への移行に伴い、県、敦賀市、美浜町および日本原子力研究開発機構は2018年4月、「高速増殖原型炉もんじゅの建設工事に伴う周辺環境の安全確保等に関する協定書」を廃止し、「高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置作業に伴う周辺環境の安全確保等に関

する協定書」を新たに締結した。同協定では、廃止措置期間中の環境保全、災害防止などを周辺環境に対しても求める内容となっている。

2) 「ふげん」の安全協定

県、敦賀市および日本原子力研究開発機構は2006年10月、「ふげん」の廃止措置段階への移行に備え、安全協定等の改定を行った。この改定では、協定の目的に廃止措置に伴う安全確保を明記するとともに、廃止措置計画の事前連絡、廃止措置状況の連絡を追加した。

(3) 廃止措置に関する協定

県内発電所の廃止措置への移行に伴い、県および立地市町は、事業者との間で「廃止措置等に関する協定書」(以下、廃炉協定)を2015年度より順次締結した。廃炉協定では、廃止措置に係る特有の課題に適切に対処するとともに、当該原子炉施設の運営および廃止措置に係る一連の安全対策、環境保全対策および地域振興対策を継続的に実施するよう求めている。

■安全協定改定などの主な経過

年月日	概要	改定の要点など																		
昭和46年8月3日	国内外における原子力発電所の事故・故障などの発生に伴う地元住民の不安の解消、周辺環境の安全確保などに応じるため、県と立地市町および施設設置者の間で「覚書」を締結調印。 【締結者】 <table border="1"><tr><th>発電所</th><th>甲</th><th>乙</th></tr><tr><td>敦賀発電所</td><td>福井県・敦賀市</td><td>日本原子力発電㈱</td></tr><tr><td>ふげん発電所</td><td>福井県・敦賀市</td><td>動力炉・核燃料開発事業団</td></tr><tr><td>美浜発電所</td><td>福井県・美浜町</td><td>関西電力㈱</td></tr><tr><td>高浜発電所</td><td>福井県・高浜町</td><td>関西電力㈱</td></tr></table>	発電所	甲	乙	敦賀発電所	福井県・敦賀市	日本原子力発電㈱	ふげん発電所	福井県・敦賀市	動力炉・核燃料開発事業団	美浜発電所	福井県・美浜町	関西電力㈱	高浜発電所	福井県・高浜町	関西電力㈱	○関係諸法令の遵守。 ○建設計画などの事前了解。 ○新燃料および使用済燃料などの輸送の事前連絡。 ○建設工事状況、運転状況および環境放射能測定の調査報告の連絡。 ○緊急時における通報連絡。 ○緊急時等における立入調査の実施。 ○立入調査結果に基づく適切な措置の要求。			
発電所	甲	乙																		
敦賀発電所	福井県・敦賀市	日本原子力発電㈱																		
ふげん発電所	福井県・敦賀市	動力炉・核燃料開発事業団																		
美浜発電所	福井県・美浜町	関西電力㈱																		
高浜発電所	福井県・高浜町	関西電力㈱																		
昭和47年1月24日	美浜町から改定要請があり「覚書」を「協定書」に改め、内容を一部変更し改定調印。 【締結者】 <table border="1"><tr><th>発電所</th><th>甲</th><th>乙</th></tr><tr><td>敦賀発電所</td><td>福井県・敦賀市</td><td>日本原子力発電㈱</td></tr><tr><td>ふげん発電所</td><td>福井県・敦賀市</td><td>動力炉・核燃料開発事業団</td></tr><tr><td>美浜発電所</td><td>福井県・美浜町</td><td>関西電力㈱</td></tr></table>	発電所	甲	乙	敦賀発電所	福井県・敦賀市	日本原子力発電㈱	ふげん発電所	福井県・敦賀市	動力炉・核燃料開発事業団	美浜発電所	福井県・美浜町	関西電力㈱	○冷却排水の調査報告を追加。 ○損害に対する補償を追加。						
発電所	甲	乙																		
敦賀発電所	福井県・敦賀市	日本原子力発電㈱																		
ふげん発電所	福井県・敦賀市	動力炉・核燃料開発事業団																		
美浜発電所	福井県・美浜町	関西電力㈱																		
昭和47年7月3日	大飯発電所に関する「協定書」を県と大飯町および関西電力㈱との間で締結調印。	○内容は昭和47年1月24日付けの協定書と同一。																		
昭和49年1月26日	高浜発電所の試運転開始に伴い、県と高浜町および関西電力㈱との間で「覚書」を「協定書」に改定調印。	○内容は昭和47年1月24日付けの協定書と同一。																		
昭和51年6月7日	協定締結後の情勢変化や、より密接な通報連絡体制の確立などに対応するため、協定内容の全面見直しを行い、「協定書」および「運用に関する覚書」に改定調印。 【締結者】 <table border="1"><tr><th>発電所</th><th>甲</th><th>乙</th></tr><tr><td>敦賀発電所</td><td>福井県・敦賀市</td><td>日本原子力発電㈱</td></tr><tr><td>ふげん発電所</td><td>福井県・敦賀市</td><td>動力炉・核燃料開発事業団</td></tr><tr><td>美浜発電所</td><td>福井県・美浜町</td><td>関西電力㈱</td></tr><tr><td>大飯発電所</td><td>福井県・大飯町</td><td>関西電力㈱</td></tr><tr><td>高浜発電所</td><td>福井県・高浜町</td><td>関西電力㈱</td></tr></table>	発電所	甲	乙	敦賀発電所	福井県・敦賀市	日本原子力発電㈱	ふげん発電所	福井県・敦賀市	動力炉・核燃料開発事業団	美浜発電所	福井県・美浜町	関西電力㈱	大飯発電所	福井県・大飯町	関西電力㈱	高浜発電所	福井県・高浜町	関西電力㈱	○放射性廃棄物の放出低減化などに関する施設設置者の努力義務を追加。 ○立入調査の地域住民代表者の同行などを追加。 ○緊急時の連絡を異常時の連絡とし、連絡項目を整理・追加。 ○「協定書」の運用に万全を図るため覚書を制定。
発電所	甲	乙																		
敦賀発電所	福井県・敦賀市	日本原子力発電㈱																		
ふげん発電所	福井県・敦賀市	動力炉・核燃料開発事業団																		
美浜発電所	福井県・美浜町	関西電力㈱																		
大飯発電所	福井県・大飯町	関西電力㈱																		
高浜発電所	福井県・高浜町	関西電力㈱																		
昭和56年7月30日	敦賀発電所1号機一般排水路放射能漏えい事故などの一連の事故・故障に対し、從来の安全協定が必ずしも有効ではなく、施設設置者からの通報連絡の徹底と事故隠しのできない体制の確立を求める声が県民の間で強くなり、異常時の通報連絡の明確化、立入調査の隨時実施などを基本に一部改定し、充実を図る。	○発電用施設の増改築計画に対する事前了解の追加。 ○異常時における連絡項目の追加。 ○立入調査は、甲が必要と認めるときはいつでも実施できることとした。																		
平成4年5月28日	美浜発電所2号機蒸気発生器伝熱管破断事故などを踏まえ、施設設置者の安全確保・安全協定遵守を明文化するとともに、ブルサーマル計画、高燃焼度燃料採用計画など、安全協定に基づく「計画に対する事前了解」の対象事項を拡大することを骨子として改定。	○関係諸法令の遵守事項で、安全協定の誠実な履行を追加。 ○保守運営に当たって、品質保証、新技術の導入、教育・訓練の充実を追加。 ○原子炉施設等の重要な変更に対し事前了解事項の対象範囲を拡大。 ○異常時における連絡で、原子炉の停止を追加。																		
平成17年5月16日	平成16年8月の美浜発電所3号機2次系配管破損事故等を踏まえ、協定の目的として「従事者の安全確保」を追加し、関連する条項にも明記するとともに、「運転再開の協議」、「原子力防災対策」の条項を追加、「適切な措置」や「立地市町との一的な運用」、「関係諸法令等の遵守等」の内容を明確化した。	○目的に、発電所従事者の安全確保を追加。 ○県および立地市町の一体運用を協定本文に明記。 ○安全確保のための適切な措置の要求内容等を明記・拡充。 ○運転再開の協議の追加。 ○事業者に求める取り組み内容の追加。 ○原子力災害対策特別措置法や国民保護法の制定を受けた変更。																		
平成18年10月31日	「ふげん発電所」の廃止措置段階への移行に備え、県と敦賀市および日本原子力研究開発機構との間で、「ふげん発電所」に関する「協定書」および「覚書」に改定調印。	○目的に、廃止措置に伴う安全確保を明記。 ○廃止措置計画や廃止措置状況の連絡に関する条項を追加。																		

(注)市町村合併により大飯町はおおい町になっている。

(動力炉・核燃料開発事業団は平成10年10月、核燃料サイクル開発機構に、平成17年10月、(後)日本原子力研究開発機構に改組)

3. 国への要望

福井県は、原子力発電所を多数抱える立地県の立場から、国に対し、国民合意の形成や原子力政策、安全規制、地域振興などについて、具体的な要望・提言を積極的に行っている。

1995年12月の高速増殖原型炉もんじゅナトリウム漏えい事故の際には、我が国有数の原子力発電所立地県である福島県と新潟県の県知事とともに、今後の原子力政策については国民合意の形成を図ることなどを求める「今後の原子力政策の進め方についての提言」(3県知事提言)を内閣総理大臣、通商産業大臣、科学技術庁長官に提出した。

2004年8月の美浜発電所3号機2次系配管破損事故では、高経年化対策の強化、抜本的な安全管理システムの構築、原子力保安検査官や原子力地域安全広報官を統括する事務所の県内への設置等を経済産業大臣に要請した。

また、2007年7月に発生した新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所のトラブルを受け、国に対し、耐震安全性の確保や日本海沿岸の海域活断層の調査研究、発電所周辺の防災対策の強化等を要請した。

2011年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故を受け、3月17日、県は国に対し、原子力災害発生の原因究明を急ぐこと、重要な機器・設備の総点検による安全確保対策、耐震安全性の向上を図ること、緊急時の発電所の人員配置・支援要員の充実、電源喪失などシビアアクシデントを想定した訓練の実施、資機材の確保など、危機管理対策について国・事業者が一体となった支援態勢を構築することなどを要請した。これを受け、国は全国の事業者に対し緊急安全対策の実施を指示した。

また、県民・国民の不安を解消するため、県は、稼働中のプラントの運転継続、既に定期検査入りしているプラントの再稼働にあたっては、福島第一原子力発電所事故の原因究明と対策をもとに、暫定的な安全基準を設定し、事業者の対応を厳格に確認することが必要不可欠と考え、同年4月、国に対して、この基準を示すよう要請し、その後も「暫定的な安全基準」の策定や原子力の位置づけを明確にすることを要請を繰り返した。

これらを踏まえ、国は、2012年4月に「原子力発電所に関する四大臣会合」を設置し、「再稼働にあたっての安全性に関する判断基準」などを示した。

その後、県は、原子力発電所の再稼働にあたっては、国が、福島第一原子力発電所事故の教訓を活かして現場における監視や事故制圧強化のため、厳格な安全規制体制を確立する必要があると考え、同年5月、国に対して、再稼働から新たな規制体制ができるまでの間、大飯発電所3、4号機の安全確保と万が一の際の緊急対応に万全を期すために、特別な監視体制の設置などを要請した。これに対して、国は、国が常時監視する緊急対応体制を編成すると回答するとともに、福井県の参加も求めた。

2022年2月のロシア軍によるウクライナ侵攻では、ザポリージャ原子力発電所が武力攻撃されたことを受け、同年3月、県は国に対し、武力攻撃による原子力発電所の防御、原子力安全対策および防災対策に係る関係法令等の内容を検証し、対応方針等を明らかにすることなどを要請した。

○ 3県知事の提言（1996年）

福井県では、敦賀発電所3、4号機の増設問題を契機として、県内の原子力発電所15基体制における安全対策・地域振興等の状況と課題について調査検討を行った。

その検討結果等を踏まえ、県は1994年8月、国と原子力施設設置者に対し、「原子力発電所15基の立地・運転に係る安全確保および地域振興に関する要望書」を提出した。

要望書の主な内容は、

- ・ 1994年6月に改訂された原子力開発長期計画に関して、使用済燃料の発電所内貯蔵・保管が長期化しないよう国の方針を早期に確立すること
- ・ プルサーマル計画について、国の責任において国民全般にわたるコンセンサスを得るとともに安全確保を第一として慎重に対処すること
- ・ 高速増殖炉「もんじゅ」は安全を十分確保し、慎重に性能試験を実施して本来の使命・役割を果たすこと

などであった。

その後、1995年12月に「もんじゅ」ナトリウム漏えい事故が起こり、県民・国民の間で原子力政策に対する不安や不信感が高まった。このような状況の中、福井・福島・新潟の3県知事は1996年1月、今後の原子力政策について国民の合意形成を図ることなどを求める「今後の原子力政策の進め方についての提言」を内閣総理大臣、通商産業大臣、科学技術庁長官に提出した。

3県知事の提言（概要）

- ① 核燃料リサイクルのあり方など今後の原子力政策の基本的な方向について、国民の合意形成を図ること。このため、原子力委員会に国民や地域の意見を十分反映させることのできる権威ある体制を整備すること。
- ② この合意形成にあたっては十分な情報公開のもと、安全性の問題を含め、国民が様々な意見を交わすことのできる各種のシンポジウム・フォーラム・公聴会等を国主導で各地で積極的に開催すること。
- ③ 必要な場合には、改定時期にこだわることなく原子力長期計画を見直すこと。核燃料リサイクルについて改めて国民合意が図られる場合には、プルサーマル計画やバックエンド対策の将来的な全体像を、派生する諸問題も含め、具体的に明確にし、関係自治体に提示すること。

こうした状況に鑑み、国は1996年3月、「原子力政策に関する国民的合意の形成を目指して」を発表し、原子力委員会は、原子力政策円卓会議の設置を決定した。

同会議は、原子力政策に対して一層の透明性、アカウンタビリティ（わかりやすく説明する責任）が求められている現状を踏まえ、国民各界各層から幅広く参加を求め、その多様な意見を今後の原子力政策に反映させることを目指し、原子力委員会の一組織として設置され、1996年4月から9月までに計11回開催され、様々な分野の専門家、地方自治体の首長、原子力に批判的な方、公募による参加者など幅広い分野の人々が、公開の場で、原子力について忌憚のない意見が交わされた。

円卓会議モダレーターは、議論の成果を踏まえ、同年10月に、

- ・エネルギー供給の中での原子力の位置付けの明確化
- ・核燃料サイクル
- ・原子力の安全確保と防災体制の確立
- ・立地地域との交流・連携の強化
- ・新円卓会議の提案

の5項目についての提言を取りまとめ原子力委員会へ提出した。

原子力委員会は、3県知事の提言以降、原子力円卓会議を開催し、国民の意見を適切に原子力政策に反映するよう努力する一方、1996年9月に

- ・報告書策定の際、一定期間公開し国民の意見を募集
- ・会議の原則公開
- ・情報公開請求への体制整備

などの対応を決定した。

また、原子力安全委員会も1996年12月、同委員会における情報公開について、

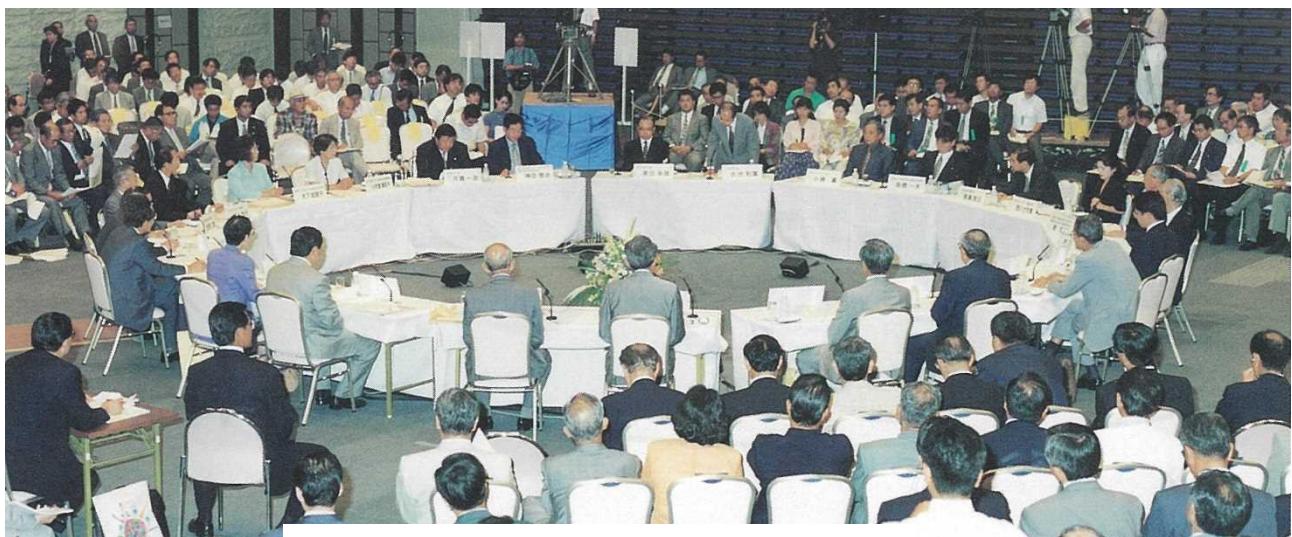
- ・会議の公開、資料の公開を含めた審議過程の透明化
- ・報告書案の意見照会
- ・主要な安全審査案件等に対する意見の反映

などの施策を講じることを決定した。

さらに、通商産業大臣の諮問機関である総合エネルギー調査会原子力部会は、1997年1月20日に、「国民の視点に立った原子力政策のための課題と対応」や「核燃料サイクルをめぐる課題と対応」について取りまとめた報告書を公表した。その中では、『国民とともに暮らしのあり方を踏まえたこれからのエネルギー・原子力問題について、望ましい解決を考えることが必要』とし、今後の進め方として、

- ・エネルギー問題への意識醸成
- ・立地・消費地等の情報交流
- ・エネルギー教育の充実

などを求めている。



第10回原子力政策円卓会議（1996年8月）

4. 福井県における広報および理解活動

2023年5月に改正された原子力基本法において、原子力利用に関する国民理解について、国、事業者の責務であることが明記された。また、2025年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」では、「国が前面に立ち、原子力立地地域のみならず、これまで電力供給の恩恵を受けてきた消費地も含め、幅広い層を対象として理解醸成に向けた取組を強化していく」方針が示されている。

県としては、こうした法令や計画に基づき、国や事業者が責任を持って、原子力の必要性や安全性等について、電力消費地をはじめとする国民に分かりやすく説明し理解を得ることを、国への要望や事業者との面談の機会等を通じて求めている。

県においても、原子力に対する県民の理解促進を図るための広報活動に取り組んでおり、特に、立地地域だけでなく、嶺北地域での理解醸成の促進を図ることを念頭に、広報活動を実施している。

また、広く県民に原子力の平和利用に関する正しい知識の普及啓発を行い、その認識を高めることを目的として1972年4月に公益法人公益財団法人「福井原子力センター」を設置し、県からの委託等による、原子力の科学館あっとほうむの管理運営、講演会等の広報イベントの企画運営や、原子力発電に関する広報物の発行など、様々な広報活動を実施している。

(1) 原子力広報誌「あっとほうむ」の発行・配布

県は、広く県民に原子力への理解醸成を図るため、現在、広報誌を年3回発行している。表紙に科学実験とスイーツ作りを組み合わせたコンテンツを用いたり、原子力トピックスにおいて、出来る限り平易な表現とし、用語の解説を挿入したりするなど、原子力に対する関心の薄い県民にも興味を引く内容となるよう工夫している。

これまで、立地および周辺市町では全戸配布し、嶺北地域の多くの市町では公共施設での配架や地区内の回覧を中心に対応していたが、嶺北地域での広報の強化を図るため、新聞折込等による配布を年々増やしており、2024年度から年3回すべて各戸への配布とし、配布部数を拡大している。



原子力広報誌「あっとほうむ」(225号、2025年3月発行)

(2) 県広報施設（原子力の科学館「あっとほうむ」）における理解活動

県は、原子力広報研修施設として 1976 年に敦賀市に「福井原子力センター」を開館した。1995 年に施設の愛称を「原子力の科学館あっとほうむ」と命名している。県からの委託により、施設の運営管理は公益財団法人福井原子力センターが行っている。

施設内には、様々なエネルギーの仕組みや特徴などについて、体を動かして体験するアトラクションや、クイズやゲームなどを通じて学習できる映像ホールなどの設備があり、学校の課外学習や遠足等における利用や、夏休み期間や休祝日を中心とした親子連れによる一般来館など、年間 10 万人を超える多くの方にエネルギーについて学ぶ機会を提供している。



原子力の科学館あっとほうむ（福井県敦賀市吉河 37-1 [TEL:0770-23-1710](tel:0770-23-1710)）

1) エネルギー学習バス事業

- ・遠足や課外学習等の機会に、あっとほうむおよび県内発電所等を見学する学校（小中高）に対しバス代の一部を支援
- ・来館した学校に対しては、エネルギー実験教室や学習ノートを使った館内展示学習など、学年ごとの学習レベルに応じたプログラムを提供
- ・2024 年度は、県内の延べ 94 校（2023 年度 45 校）が来館するなど、受入を拡充
- ・来館した学校のうち、約 2/3 が嶺北の小学校であり、嶺北地域での理解醸成に寄与

2) 展示改修事業

館内の展示は、2003 年度に整備したものが中心となっており、展示物の老朽化や、東日本大震災後の情勢の変化等に対応していないなどの課題があったため、2022 年度から展示物の改修を進めている。

2022 年度は、電気の基礎知識や再生可能エネルギーの仕組みや特徴、エネルギーミックスの重要性などについて、人力発電により体験したり、ゲームを通じて学んだりできるなど、楽しみながら理解を深める展示について、大規模な改修を実施した。



「あっとほうむ」館内

2024～2025年度は、原子力広報エリア「あとむハウス」の展示改修を実施。原子力発電や核分裂の仕組みなど、アニメーション等を活用し、子どもにも分かりやすく解説する内容をはじめ、核燃料サイクル、発電所の安全対策、原子力防災など、原子力の様々な課題など大人もしっかり学べる内容まで、幅広い年代に対し、原子力への理解が深められる展示としていく。



「あっとほうむ」館内にある原子力広報エリア（あとむハウス）

（3）その他の広報活動

嶺北の商業施設等において、放射線の知識や原子力発電の特徴などの解説パネルを展示する「原子力広報巡回パネル展」や、エネルギー政策や課題について解説する講演会、県内の学校や団体からの希望に応じた出張教室の開催など、県内全域において、幅広い年代を対象とした広報活動を行っている。



商業施設でのパネル展

講演会



そうなんだ！原子力 2024（冊子）

5. 関係市町の原子力行政

(1) 原子力行政体制

関係市町においても、県と同様、住民の健康と安全を守り、福祉の向上を図るという地方行政の立場から、各種の安全対策に積極的に取り組んでおり、安全確保を最優先として住民の期待に応えられるよう努めている。

例えば、立地市町では、県とともに安全協定を締結し、発電所の運転管理状況や建設状況などの報告を受け、議会とともにその安全を確認しているほか、住民代表による監視委員会や懇談会などを設置し、立地市町独自の安全監視を行っている。

また、万が一の災害に迅速、的確に対応できるよう原子力防災計画を策定し、防災行政無線、有線放送テレビ（CATV）、広報車を活用した体制を整えている。

一方、発電所の立地に伴う関係市町（特に立地市町）への財政的寄与は大きく、電源三法交付金や発電所立地による固定資産税、ならびに県からの核燃料税交付金等により、教育文化施設をはじめ、生活環境施設、農林水産業施設など社会基盤の整備、充実が図られている。

(2) 相互立地隣接協定

敦賀市と美浜町は、「もんじゅ」の安全協定締結にあわせて、どちらも原子力発電所立地市町であり、かつ相互に隣接していることから、相互の発電所のより一層の安全に寄与するとの認識、合意のもと、発電所の建設および保守運営に伴う安全確保等に必要な項目について双方の事業者と両市町との間で1992年5月、相互立地隣接協定を締結した。

また、2006年3月に美浜発電所3号機2次系配管破損事故等を踏まえた改定、2016年2月に関係する発電所の廃止措置段階への移行を踏まえた改定を行っている。

(3) 周辺市町の協定（小浜市協定、隣接協定、隣々接協定）

福井県の安全協定は、県と立地市町を「甲」とし、事業者を「乙」とする二者協定を原則とし、周辺市町に関しては広域地方自治体である県が、包括的に責任を果たすこととして運用している。しかし、小浜市においては、泊、堅海地区が大飯発電所の対岸であり比較的距離が近いこと、また市内には、県の環境放射線監視テレメータシステムの観測局および副監視局が設置されていること、さらに福井県原子力環境安全管理協議会の構成メンバーであることなどの事情を勘案し、県は1977年8月、小浜市の要望を受け、県と大飯町（現：おおい町）が関西電力㈱と締結した安全協定（1976年6月締結）を基本に、小浜市との間に「関西電力㈱大飯原子力発電所に関する福井県と小浜市の通報連絡要領」を定め運用することとした。

その後、高浜発電所に隣接する京都府舞鶴市が関西電力㈱との間で独自に協定を締結したことから、小浜市は1979年4月、県および大飯町の立ち会いのもと、関西電力㈱と協定を締結した。

さらに、大飯発電所3、4号機増設計画に伴い、小浜市議会、県議会において立地並みの協定締結を求める議決が行われたことから、県、大飯町、小浜市および関西電力㈱の間で協議を行い、安全協定（1981年7月30日締結）の範囲内を基本原則として小浜市協定を定めることとなり、1984年12月、県および大飯町の立ち会いのもと、関西電力㈱と「大飯発電所に係る小浜市域の安全確保などに関する協定書」を締結した。

一方、1991年2月に起きた美浜発電所2号機蒸気発生器伝熱管破断事故を契機に原子力発電所周辺の市町村（小浜市、三方町、上中町、今庄町、越前町、河野村）は「福井県原子力発電所準立地市町村連絡協議会」を結成し、周辺自治体としても原子力発電所に関する協定が必要との立場から1991年8月、隣接市町村については県と立地市町の立ち会いのもとに、隣々接市町村は県の立ち会いのもと対象事業者と協定を締結した。この内容は、小浜市が1984年12月に関西電力㈱と結んだ協定を基本として「異常時における連絡」の項目などを一部追加したものとなっている。1993年12月には高速増殖原型炉もんじゅについても、隣接および隣々接の市町村が動力炉・核燃料開発事業団と協定を結んだ。

また、福島第一原子力発電所の事故を契機に、福井県原子力発電所準立地市町村連絡協議会（若狭町、小浜市、南越前町、越前町）は、準立地自治体においても立地自治体並の安全協定とするよう対象事業者に要請し、2012年12月に「現地確認」や「事故による損害の補償」を新たに盛り込む改定が行われた。

この他、越前市は、福島第一原子力発電所の事故を受け、日本原子力発電㈱と日本原子力研究開発機構に対し、発電所で事故やトラブルが発生した際の通報連絡体制の整備等を要望した。その後、県内発電所の廃止を受けた立地、隣接・隣々接市町の協定改定等が行われる中で、越前市と各事業者との間で協定締結について協議が進められ、もんじゅの廃止措置移行を契機として2018年5月に通報連絡等の協定を締結した。

○関係市町の原子力担当課

<立地市町>

担当課	所在地
敦賀市 企画政策部 原子力安全対策課	敦賀市中央町 2-1-1
美浜町 エネルギー政策課	三方郡美浜町郷市 25-25
高浜町 防災安全課、総合政策課	大飯郡高浜町宮崎 86-23-2
おおい町 防災安全課	大飯郡おおい町本郷 136-1-1

<周辺市町>

担当課	所在地
小浜市 企画部 未来創造課	小浜市大手町 6-3
若狭町 環境安全課、総合政策課	三方上中郡若狭町中央 1-1
南越前町 総務課 防災安全室	南条郡南越前町東大道 29-1
越前町 防災安全課	丹生郡越前町西田中 13-5-1
越前市 総合政策部 経営戦略室	越前市府中 1-13-7

